平成２３年（フ）第１４０１号
福岡市東区八田２丁目７番10号
破産者　井上　博文
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３号
山形市南栄町２丁目２番１号　アルファタウンＡ棟２号
破産者　佐野　康幸
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１７０号
福島県須賀川市森宿字下宿９番地１　ヴィオラＡ―101号
破産者　庄司　　宏
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
神奈川県秦野市千村１丁目３番50号
破産者　飯塚　謙一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２号
長野県飯田市上郷飯沼3373番地21
破産者　筒井　重雄
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１１２号
愛知県岡崎市上地４丁目23番地15　ファミール上地Ａ―201、開始決定時の住所愛知県岡崎市鴨田町字深田57番地３
破産者　石橋　政幸
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字北屋敷50番地２、従前の住所愛知県大府市共和町４丁目165番地
破産者　宇都野友昭
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県南あわじ市榎列下幡多213番地１　おのころハイツ105号
破産者　前川　瑠美
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３３号
仙台市青葉区東照宮１丁目13番50号　ハイツアーベイン105
破産者　桂島　隆夫
1　破産債権の届出期間　平成24年７月18日まで
2　一般調査期日　平成24年９月７日午前11時20分
平成24年６月18日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
埼玉県日高市大字鹿山583番地７
破産者　鈴木　義雄
1　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
2　一般調査期日　平成24年８月８日午前10時30分
平成24年６月19日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３号
福井市勝見３丁目13番16号、開始決定時の住所福井市北四ツ居１丁目31番15号
破産者　北村　直樹
1　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
2　一般調査期日　平成24年８月28日午後３時15分
平成24年６月19日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９５号
滋賀県大津市桜野町２丁目８番22号、開始決定時の住所大阪市西区西本町１丁目11番１―1203号
破産者　福田　　要
1　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時30分
平成24年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７号
堺市堺区新在家町東２丁１番28号
破産者　株式会社イシバシコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午前11時30分
平成24年６月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢4613番地７
破産者　有限会社東墓クリエイト
1　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後３時
平成24年６月19日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８３３号
愛知県岡崎市滝町字河原ケ60番地の２
破産者　三新電線株式会社
1　期日　平成24年10月１日午後３時55分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６３１号
大阪市西区新町２丁目20番６号　グレースビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22号
破産者　ヴィンテージホテルアンドリゾートコンサルタンツ株式会社
1　期日　平成24年７月19日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２７５号
東京都世田谷区経堂１丁目11―13
破産者　植田正太郎
免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第４２７５号
東京都世田谷区経堂１丁目11―13
破産者　植田正太郎
審尋期日　平成24年９月26日午前11時
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第４５号
横浜市港北区菊名７丁目５番25号
再生債務者　インターナショナルシステム株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年６月15日
東京地方裁判所民事第20部